

総務省 規制の事前評価書

(自動火災報知設備に関する基準の見直し)

所管部局課室名：総務省消防庁予防課

電 話： 03-5253-7523

評価年月日：平成25年 10 月 23 日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

広島県福山市にて発生したホテル火災を受け、消防庁では「ホテル火災対策検討部会」を設置して、今後のホテル火災対策について議論してきたところである。同検討部会の中では、今後の防火対策のひとつとして、早期に火災発生を感知・警報し、避難を促す消防用設備である自動火災報知設備を、300㎡未満の小規模ホテル・旅館等、病院・診療所、社会福祉施設に対しても設置義務とすることを検討すべきとの指摘がなされた。

これを受けて消防庁内でも以下のとおり検討を行ったところ

<現状>

消防法施行令別表第一（5）項イ（ホテル・旅館等）、（6）項イ（病院・診療所）、（6）項ハ（社会福祉施設（自力避難困難な者を多数入所させるものを除く。））に掲げる防火対象物については、その出火危険、火災拡大危険、延焼危険及び人命危険を考慮して、床面積300㎡以上の防火対象物又はその部分に自動火災報知設備を義務付けている。一方、小規模施設（300㎡未満）については、屋外に到達するまでの避難に要する距離が短いため、自動火災報知設備による火災の早期発見がなくとも避難できるものと考え、昭和36年の制定当初から自動火災報知設備の設置を要しないものとしてきた。

<問題点>

実際の火災事故の状況等を踏まえると、300㎡未満の小規模施設においても、夜間（就寝時）においては必ずしも安全な避難ができているとは言い難い状況にある。

住宅火災を除いた火災100件当たりの時間帯別死者発生状況を見ると、22時から翌朝6時までの時間帯における死者発生数は昼間に比べて多く、全時間帯平均の約2倍になることが判明している。就寝時間帯における火災の被害拡大危険性が高くなっているところである。

平成13年から22年までの10年間の火災統計では、ホテル・旅館等の就寝を伴う防火対象物で300㎡未満の施設の火災100件当たり死者数は5.2人となっている。これは、建物火災全体の平均より多くなっており、住宅火災に近い数値となっているところである。

(2) 規制の改正の目的及び内容

【規制改正の目的】

火災統計において、ホテル・旅館等で自動火災報知設備の設置義務がある 300 m²以上の施設における死者数（火災 100 件あたり 1.7 人）は、設置義務のない 300 m²未満の施設（同 5.2 人）に比べ、約 1 / 3 になっているところである。また、自動火災報知設備を設置した場合、設置無しの場合と比較して、死者数が 0.64 倍に減少するデータがあり、その有効性は明らかである。

これらを踏まえ、就寝を伴う防火対象物に自動火災報知設備を設置することにより、逃げ遅れの回避や死者の発生抑制を図る必要があるところである。

また、平成 16 年の消防法改正により、一般住宅等においては規模の大小を問わず、就寝の用に供する居室への住宅用防災機器の設置が義務づけられた（消防法第 9 条の 2）が、この一方で、就寝の用に供する居室を有するものであっても、ホテル・旅館・診療所・社会福祉施設等については、300 m²未満の施設には警報設備の設置義務がない状況になっており、制度上の不均衡を是正する必要があるところである。

【規制改正の内容】

以上を総合的に勘案し、利用者を入居させ、又は宿泊させる防火対象物については、面積によらず自動火災報知設備を設置することを義務づけ、火災被害の低減と設置基準の均衡を図ることとしたい。

2 規制の費用

（1）遵守費用について

今回新たに設置が義務付けられることとなる延床面積 300 m²未満のホテル、旅館並びに診療所及び社会福祉施設（就寝を伴うものに限る。）における自動火災報知設備の設置に係る費用は、以下の条件の下で試算した場合、概算費用は次のとおり

（試算条件）

- ・ 規模は延べ面積 300 m²未満で感知器数 15 個～2 個を想定
- ・ 警報機能付き感知器を用いた自動火災報知設備を使用することを想定し、各感知器を連動させることにより、受信機、地区音響装置の設置は不要とする
- ・ 今回新たに自動火災報知設備の設置が義務づけられる防火対象物の数は、下記より 32,000 件と推定

- | | | |
|-----------------|-------------|--|
| ・（5）項イ（ホテル・旅館等） | 15,000 件 | （消防白書より） |
| ・（6）項イ（病院・診療所等） | 約 1,000 件 | （有床診療所約 9,000 件のうち 300 m ² 未満のもの 日本医師会より聴取） |
| ・（6）項ハ（社会福祉施設等） | 最大 16,000 件 | （消防白書より、就寝を伴わないものは除外されるが未把握のため全数想定） |

（防火対象物 1 件あたりの設置費用）

機器代、設備土工事請負代金、届出書類作成費・検査立会費
約 55 万～75 万円

(全国ベースでの設置費用)

機器代、設備土工事請負代金、届出書類作成費・検査立会
約 176 億円

(2) 行政費用について

今回の改正によって影響を受ける事業者等に対する制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

今回新たに自動火災報知設備が設置される場合、消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく自動火災報知設備の点検報告義務が生じるが、延べ面積 1,000 m²未満のものについては有資格者によらず自ら点検することが可能であるため、点検費用については限定されたものになると考えられる。

3 規制の便益

(1) 遵守便益

火災発生時の早期避難が可能となることにより、小規模なホテル等において自動火災報知設備を設置しない場合と比較して、生命及び身体に対する損害の拡大が最小限に抑えられることとなる。また、火災の早期覚知が可能となることにより、早期消火によって、財産上の損害の拡大も最小限に抑えられることとなる。

(2) 行政便益

利用者を入居させ、又は宿泊させる防火対象物において、面積によらず自動火災報知設備を設置することを義務づけることで、火災被害の低減と設置基準の均衡を図ることにより、適正な火災予防行政を確保できる。

また、火災発生時の消防機関の活動の負担が軽減されると見込まれる。

(3) その他の社会的便益

利用者を入居させ、又は宿泊させる防火対象物において、火災発生時の被害の軽減等が図られることによって、火災予防の実効性の向上に資すると考えられる。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

上記のとおり、遵守費用以外の費用及び便益は、定量的に把握することが困難なものであるため、政策の実施に当たっては、政策の実施者、規制の対象者等、各方面の意見を丁寧に取り入れながら、慎重な検討を重ねていく必要がある。

自動火災報知設備に関する基準の見直しに当たっては、「予防行政のあり方検討会」の部会と

して、有識者で構成される「ホテル火災対策検討部会」を開催し、業界関係者も交えて調査・検討を行ってきたところであるが、同検討部会の報告書において、「ホテル・旅館等について、延べ面積 300 m²未満のものに対し、自動火災報知設備の設置義務化の検討を進めるべきと考える。この場合において、他の自動火災報知設備の設置が義務付けられていない小規模な社会福祉施設（自力避難困難な者が入所する施設以外のもの）や診療所等で就寝用途を有する施設についても、火災危険性を踏まえた検討を行った上で必要な措置を講ずべきと考える。」と結論づけられた。

また、自動火災報知設備の設置にあたっては、施設側に費用負担が生じることになるが、国民の生命、身体及び財産を保護すること等をもって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することが消防法の目的である（消防法第 1 条）ことに鑑みれば、当該目的達成のために防火対象物の関係者が消防用設備等を設置することは、社会上の責務であると捉えられる。加えて、検討部会に規制の対象となるホテル等の施設の代表団体も参加しており、又、関係する各業界団体への説明も行われているが、目立った反対はないことから、規制の便益が費用を上回ることは、概ね合意が得られているものと考えられる。

この他にも、迅速な火災対応により火災の拡大を抑制し、消防機関の活動の負担が軽減されること、利用者に当該防火対象物が安心・安全であると認識されることから生じる経済的利益等、諸般の事情を総合的に勘案すれば、今回の規制の改正には妥当性があるものと考えられる。

5 有識者の見解その他関連事項

今回の改正は、「予防行政のあり方に関する検討会」（委員長）（委員長：平野敏右 東京大学名誉教授）の部会として開催された「ホテル火災対策検討部会」の報告書を踏まえたものである。

「ホテル火災対策検討部会」

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/hotel_kasaitaisaku/index.html

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/hotel_kasaitaisaku/index.html

6 レビューを行う時期又は条件

今後の火災予防の実態を踏まえつつ、必要があると認められるときは、レビューを行うものとする。

7 代替案との比較その他

今回の規制強化は、就寝を伴う防火対象物へ警報装置の設置を義務化することで、逃げ遅れの回避や死者の発生抑制を目的としており、また、一般住宅等においては規模の大小を問わず、就寝の用に供する居室への住宅用防災機器の設置が義務づけられている現行制度上の不均衡を是正する必要があるため、代替案は想定されない。